

# 提案地方公共団体 提出資料

通番	ヒアリング事項	資料提出団体	ページ
10	管理栄養士国家試験の受験資格の見直し等	新潟県	1
24	市町村子ども・子育て支援事業計画における、地域子ども・子育て支援事業に係る記載事項の一部任意化	仙台市	19
9	幼保連携型認定こども園の保育教諭等の確保に資する特例措置の延長	大阪府	27
18	保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の廃止	大阪市	34
11	要介護(要支援)認定申請に係る調査主体の拡大に関する見直し	我孫子市	44
38	獣医師法に基づく届出をオンライン化すること	岡山県	55
2	公用請求により登記事項証明書等を取得している手続について登記情報連携システムの利用を可能とすること	ひたちなか市	61

管理栄養士養成施設卒業者が栄養士免許を  
受けることなく管理栄養士国家試験を  
受験できるようにすること

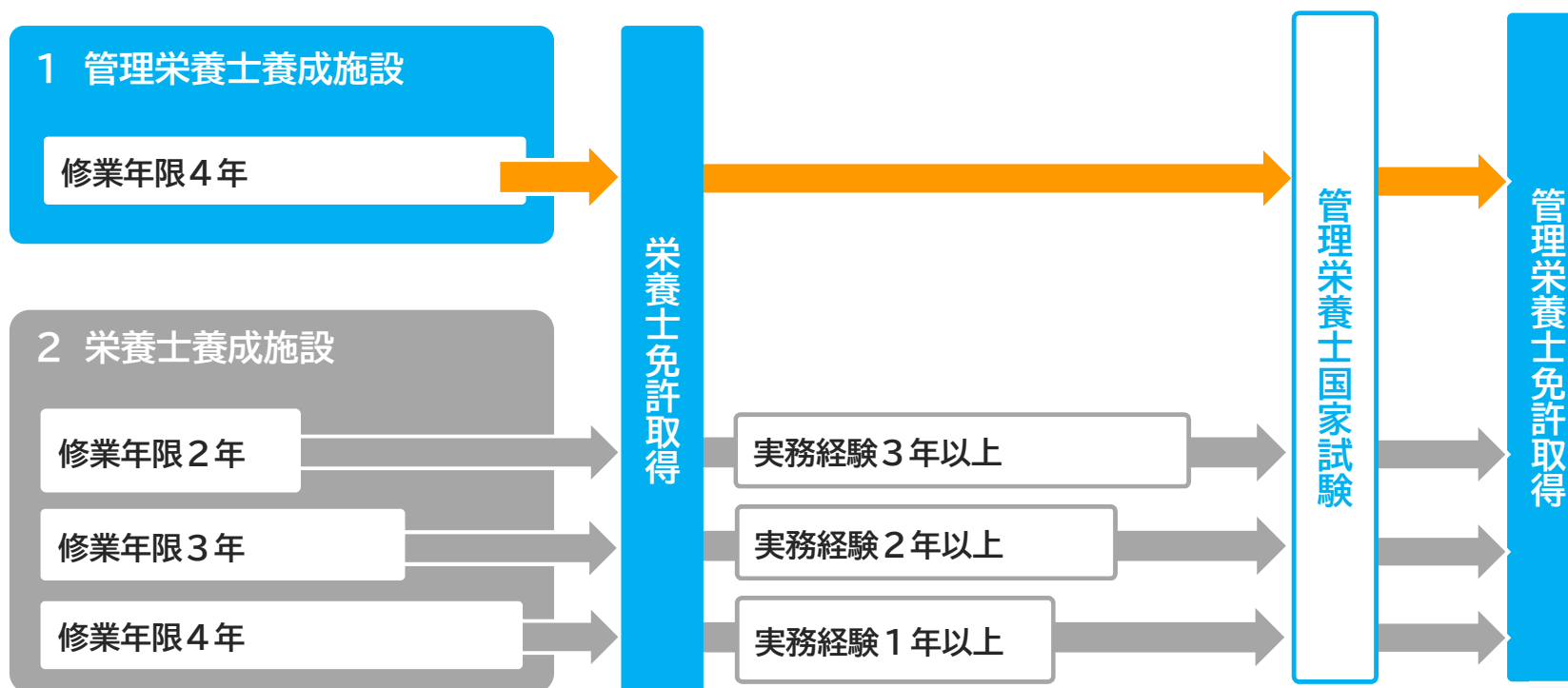
令和5年6月



## 現状

- 管理栄養士国家試験の受験には、管理栄養士養成施設を卒業した場合であっても、**栄養士免許が必要**（栄養士法）

2



【参考】管理栄養士資格について

栄養士業務に加え、高度な業務に従事することができる**栄養士の上級資格**



## 支障事例 ～ダブルライセンスを国が義務付け？～

- 受験者は、受験のために栄養士免許の申請を行う必要があり、その申請手続や申請手数料の支払いが負担となっている
- 養成施設卒業者が栄養士免許を取得するかどうかは、本人の意思に委ねられるべきでは？
- ω ● 2種類の免許を所持すると、本籍や氏名変更など将来の免許の書き換え手数料も2種類分必要になる

### 【参考】令和3年度 免許交付数

- ・ 栄養士免許：16,771
- ・ 管理栄養士免許：9,958

(出典：厚生労働省HP)



## 支障事例 ～未来に発行される証明書を事前審査？～

- 都道府県（本庁及び保健所）等では、栄養士免許の交付や、「栄養士免許取得（見込）照合書（管理栄養士国家試験の受験願書の添付書類）」の発行を**短期間**で行わなければならない、負担となっている

【参考】新潟県における「栄養士免許取得（見込）照合書」発行に係る確認作業

- 1 養成校から、あらかじめ「栄養士免許一括申請者リスト」を事前にもらい、保健所ごとに照合書の発行漏れがないように準備
- 2 養成校に卒業見込証明書の文言と日付を照会し、文言と日付の整合を事前に審査し、必要に応じて修正を依頼

管理栄養士国家試験日は都道府県の栄養士免許交付日より前であり、受験者は、受験時には栄養士免許は有していない。**受験資格を形式的（事後的）に満たすため**だけに、栄養士免許の取得が必要となっている。

<令和4年度 スケジュール>

- 2/26 試験日
- 2/28 養成校→各保健所 栄養士免許申請〆切
- 3/ 3 各保健所→養成校 栄養士取得見込照合書の提出
- 3/ 9 養成校→厚生労働省 栄養士取得見込照合書の提出期限（必着）
- 3/24 試験合格発表
- 3/23 までの日付で免許交付（都道府県）



## 支障事例 ～何のために受験時に栄養士免許取得が必要？～

---

- 栄養士養成施設卒業者の場合、管理栄養士国家試験の受験資格を得るためには実務経験を経る必要があるため栄養士免許が必要  
一方で、**管理栄養士養成施設の卒業者の場合は実務経験は不要**



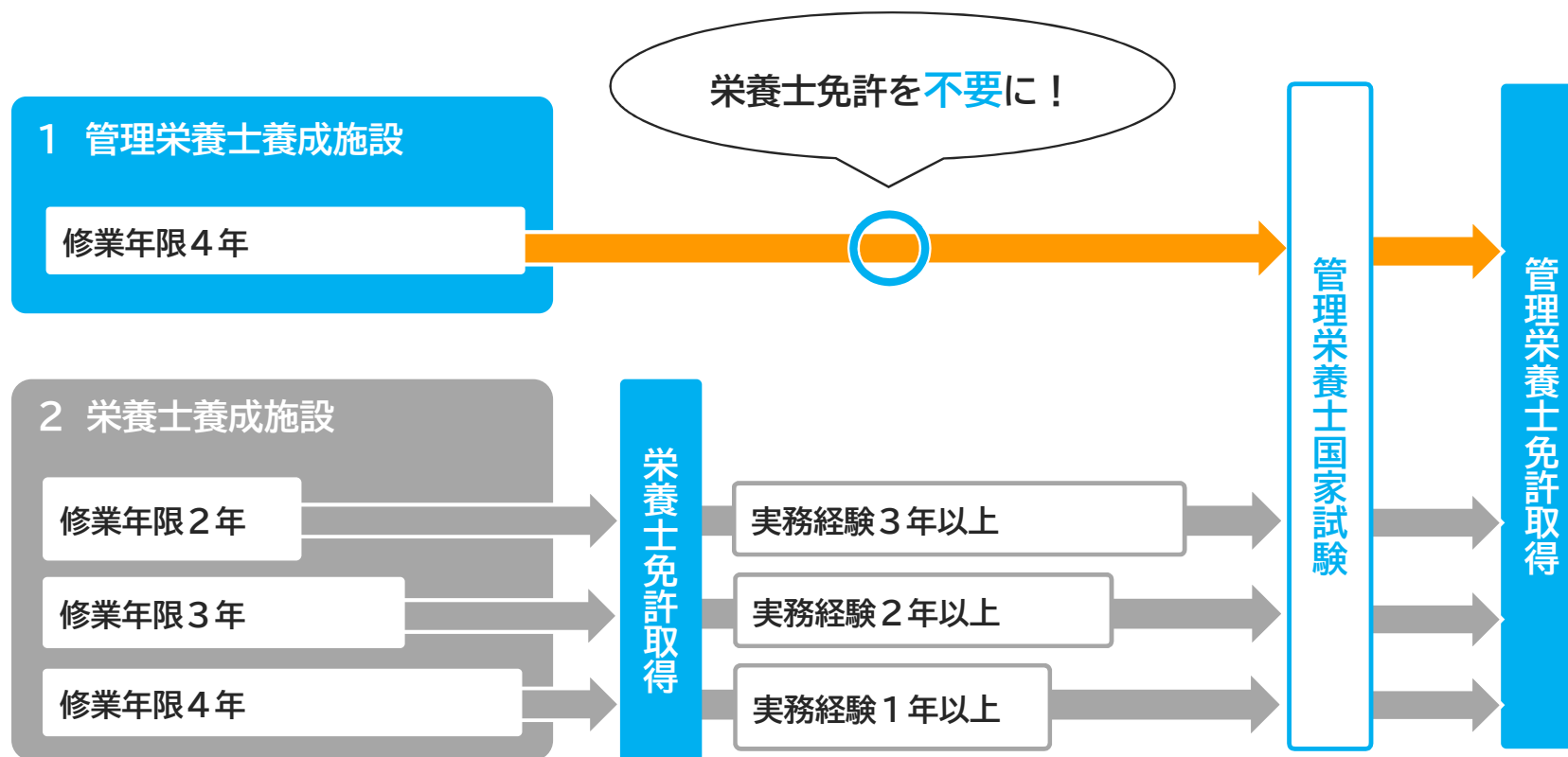
- 管理栄養士免許証があれば、栄養士免許証を提示する機会はなく、「**管理栄養士に栄養士免許は不要**ではないか？」との意見も
- 試験不合格者で、**栄養士免許が必要な人が取得すればよい**のでは？



## 提案内容

管理栄養士国家試験の受験資格について、管理栄養士養成施設を卒業した者の場合は、栄養士免許取得を不要とする。

9



## 効果

- 管理栄養士養成施設卒業者は、**栄養士免許の申請等をせずに、簡便に管理栄養士国家試験を受験できるようになる**

- 受験者の栄養士免許の申請及び将来にわたる書換申請に係る**費用負担が軽減される**

【影響額】新潟県：約60万円 全国：約5,000万円

新潟県： $6,000 \times (114人 \times 87\%)$  全国： $6,000 \times (9,444人 \times 87\%)$

※新規免許申請手数料6千円、第37回新卒受験者の合格率を87%で算定

- 都道府県及び養成施設の**事務負担が軽減される**

【軽減時間】新潟県：約170時間 全国：約13,900時間

・免許交付 新潟県：1.5h  $\times (114人 \times 87\%)$ 、全国：1.5h  $\times (9,444人 \times 87\%)$   
・取得見込照合書 新潟県：10分  $\times 114人$ 、全国：10分  $\times 9,444人$

※1件当たり1.5時間、第37回新卒受験者の合格率を87%で算定  
※1件当たり10分、第37回新卒受験者数に基づき算定

### 【参考】令和3年度 免許交付数

- ・ 全国の管理栄養士養成施設：152施設 (出典：R4管理栄養士・栄養士養成施設一覧)
- ・ 管理栄養士養成課程修了者のうち、管理栄養士国家試験受験者(既卒業者含む)：10,816名 (出典：厚生労働省HP)



# 【参考】令和4年度 事務日程

新潟県作成

## 管理栄養士養成施設からの栄養士免許一括申請に係る事務

	2/25	2/26	2/27	2/28	3/1	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7	3/8	3/9		3/23	3/24	
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木		木	金	
試験日程		国家試験														合格発表	
管理栄養士養成施設				2/28(必着) 保健所への 一括申請期限			3/3必着	厚生労働省へ 取得見込照合書発送					3/9(必着) 厚生労働省への栄 養士取得見込照合 書の提出期限				
保健所	栄養士免許取得見込照合事務				3/2(目安) 養成施設へ 取得見込照合書 発送完了												
	免許申請事務(通常通り進達)																
本庁													3/23までの日付で栄養士免許交付				

▶ 管理栄養士国家試験日は都道府県の栄養士免許交付日より前であり、受験者は、受験時には栄養士免許は有していない。受験資格を形式的（事後的）に満たすためだけに、栄養士免許の取得が必要となっている。

## 【参考】新潟県における「栄養士免許取得（見込）照合書」発行に係る確認作業

栄養士免許取得(見込)照合に係る確認																										
No.	施設名	卒業日	卒業証書		履修証明書		備考	取り扱い	担当者	TEL	E-mail	申請予定日	申請先保健所													
			証明日	文言	証明日	文言							新潟市	村上	新発田	新津	三条	長岡	魚沼	南魚沼	十日町	柏崎	上越	糸魚川	佐渡	計
県内	1	令和5年3月	2023.3.1	上記の者は令和5年3月本校の過程を卒業したことを証明する	令和5年3月1日	上記のとおり履修したことを証明いたします。		矛盾なし、可				R5.3.1	10		1	5	5			1	3			25		
	2	2023.3.1	2023.3.1	上記の者は2023年3月1日本学院栄養専門課程管理栄養科を卒業したことを証明する	2023.3.1	上記の通り相違ないことを証明する		矛盾なし、可				R5.3.2	2	0	1	0	3	3	2		1	0	3	0	0	15
	3	2023.3月	2023.2.22	上記の者は、2023年3月に本学健康科学部 健康栄養学科卒業することを決定したことを証明する。	2023.2.22	上記の者は、栄養士養成課程を履修したことを証明します。		矛盾なし、可				R5.2.28	20	1	4	4	4	2					2		37	
	4	令和5年3月	令和5年2月21日	下記のとおり卒業することを決定したことを証明する。	令和5年2月21日	上記の者は、栄養士養成課程を履修したことを証明します。		矛盾なし、可				R5.2.27	7	1	6	4	1							1	1	21

(中略)

6	15	令和5年2月24日	令和5年2月24日	上記の者は本学を卒業したことを証明する。	2023年2月24日	上記の者は、本学において次の栄養士課程を履修したことを証明する。						R5.2.28					1										1	
	16	2023年3月	令和5年2月17日	上記の者は、下記のとおり本学学則に定めた課程を修め、卒業することを決定したことを証明する。	2023年2月17日	上記の者は、下記の栄養士課程の科目を履修したことを証明する。						R5.2.21	1															
	17	2023年3月	令和5年2月22日	上記のとおりに卒業することを決定したことを証明する。	2023年2月22日	上記の者は、下記の栄養士課程を履修したことを証明する。						R5.2.24	1	1	1		1											
													計	42	3	15	5	18	15	2	0	3	6	9	4	1	114	

- 1 養成校から、あらかじめ「栄養士免許一括申請者リスト」を事前にもらい、保健所ごとに照合書の発行漏れがないように準備
- 2 養成校に卒業見込証明書の文言と日付を照会し、文言と日付の整合を事前に審査し、必要に応じて修正を依頼

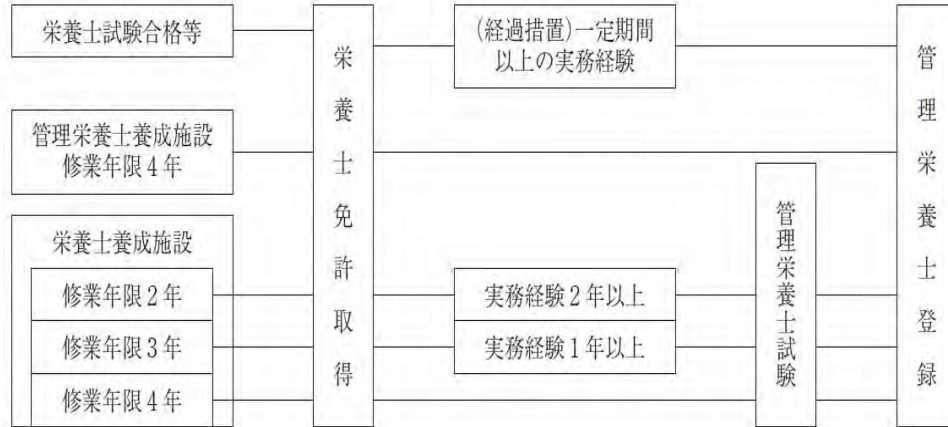
## 【参考】管理栄養士・栄養士養成制度の変遷

10

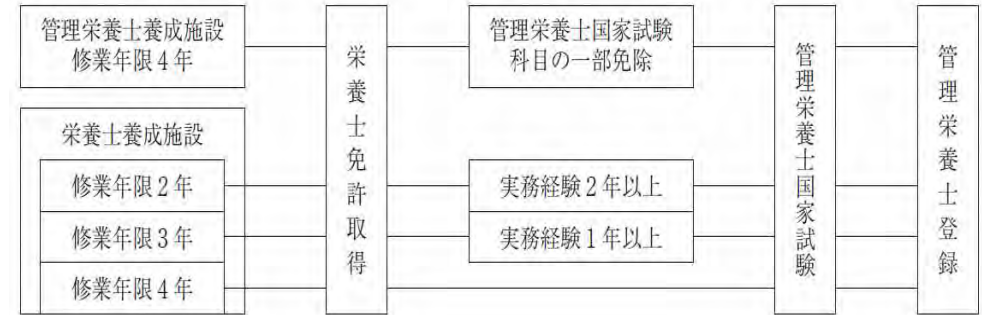
	栄 養 士	管理栄養士
1945年栄養士規則	栄養士ト称スルハ栄養士ノ名称ヲ使用シテ国民ノ栄養ノ指導ニ関スル業務ヲ為ス者ヲ謂フ	—
1947年栄養士法	栄養士とは、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう。	—
1962年栄養士法(改正)	栄養士とは、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう。	管理栄養士とは、前項(左欄の栄養士の項)に規定する業務であって複雑または困難なものを行う適格性を有する者として登録された栄養士をいう。
2000年栄養士法(改正)	栄養士とは、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事する者をいう。	管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者をいう。

## 【参考】管理栄養士・栄養士養成制度の変遷

### 【1962年改正栄養士法】



### 【1985年改正栄養士法】



### 【2000年改正栄養士法】

